



行の継続に耐えられないと当組合が認めるとき、

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当組合の指示への遵守、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき、

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当組合の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となるとき、

(2)本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当組合は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当組合が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

(3)本項(1)①②により、当組合が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

(4)集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しできません。

### 16 旅行代金の払い戻し

(1)当組合は、第9項(2)から(4)までの規定による旅行代金の減額又は第11項から第15項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、第18項(6)のクーポン類を当組合に提出していただく必要がある場合は、提出がない場合は、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

(2)通信契約を締結したお客様に本項(1)の払い戻しすべき金額が生じたときは、当組合は提携会社のカード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当組合は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の日から起算して7日以内に、減額又は旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に該当通知を行った日をカード利用日とします。

### 17 旅程管理

当組合は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するように努めます。ただし、当組合がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがある認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

(2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更する時は、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めますことなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

### 18 添乗員等

(1)当組合は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」という)を同行させ、第11項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当組合が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

(2)添乗員等の同行の有無は、パンフレットに明示してあります。

(3)お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従ってください。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げられる場合は、旅行の途中であっても、お客様の旅行の旅行契約を解除することがあります。

(4)添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員は同行いたしませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様自身で行っていただきます。(一部のコースについては係員が受付、出発のご案内をいたします。)

(6)コース名欄に個人旅行と表示のあるものは、添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡しますので、旅行サービスを受けるための必要な手続はお客様自身で行っていただきます。

### 19 当組合の責任

(1)当組合は旅行契約の履行にあたって、当組合が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被った損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内で当組合に対して通知があったときは限り、

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等)の当組合の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3)お荷物の損害については本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日より起算して14日以内に当組合に対して通知があったときは限り、一人15万円を限度(当組合の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

### 20 お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当組合が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は、当組合から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当組合、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### 21 特別補償

(1)当組合は、第19項(1)に基づく当組合の責任が生じることがあらず、当組合の募集型企画旅行予約の特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、ご身体、生命又は手荷物の上に乗った一定の損害について、旅行者1名につき死に補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として1万円から5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、一人又は一対については補償限度は10万円)を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みフィルム、CD-ROM、光ディスク等記録媒体に書かれた原簿(記録媒体自体は補償対象)、その他の同規程第18条第2項に定める品目については補償しません。

(2)本項(1)の損害については当組合が第19項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当組合が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害は、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービスの提供の受領、山岳登山・ピッケル等の登山用具を使用するもの、スカイダイビング、ハンングライダー・搭乗等同規程第3条及び第5条に該当する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行の日程に含まれるときは、この限りではありません。

(4)地震、噴火、津波及びこれら事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当組合は上記の補償金及び見舞金を支払いません。

(5)当組合の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当組合の実施する募集型企画旅行については、また、主たる契約の一部として取り扱います。

(6)契約書面において、当組合の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日がお客様が被った損害について補償金が支払われまい旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

### 22 旅程保証

(1)当組合は、表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の①②③の変更を除く)が生じた場合は、旅行代金の同表右欄に記載する変更を乗じた額を変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います(お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供を行うことがあります。)

(2)ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。

①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体・安全確保のために必要な措置としての変更。

②第11項から第15項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。

(2)当組合が一つの契約に基づきお支払する変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当組合は、変更補償金を支払いません。

(3)当組合は本項の規定に基づく変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当組合は、既にお支払した変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

#### <表①>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級及設備のより悪い料金の変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した(本邦内)旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の種類又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊施設の種別又は名称の変更	1.0	2.0
⑧契約書面に記載した宿泊施設の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル欄に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1)「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注2)「行程ご案内(確定書面)」が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「行程ご案内」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容を「行程のご案内」の記載内容との間又は「行程のご案内」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

(注3)③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注4)④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5)④又は⑥若しくは⑧に掲げる変更が一乗車船又は一泊の中で複数した場合であっても、一乗車船又は一泊につき一件として取り扱います。

(注6)⑥に掲げる変更については、①から⑧までの率を適用せず、⑧によりします。

### 23 国内旅行傷害保険への加入

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします。詳細は、お申込み窓口の係員にお問い合わせください。

### 24 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該パンフレット等に明示した日となります。

### 25 個人情報の取り扱いについて(重要)

(1)旅行パンフレット裏面の委託販売欄に記載された当組合の受託旅行業者又は受託旅行業者代理業者(以下「販売店」という)及び当組合は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要なものは各コース等に記載されています)の提供するためのサービスの手配及びそのサービスの受領のために必要範囲内で利用させていただきます。

\*このほか、当組合及び販売店では①当組合、販売店及びこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成、に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)当組合が取得する個人情報(お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当組合が旅行を実施するうえで必要な最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また、助動者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当組合が可能な範囲内でこれに即する(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当組合が手配等をするうえで必要な範囲内とします。

(3)当組合が本項(2)の個人情報取得することについてお客様の同意を得られない場合当組合は、募集型企画旅行契約の締結に同意できない場合があります。また、同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配が行えない場合があります。

(4)当組合は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲での情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(5)当組合は、旅行先において、お客様の手荷物運送等、DFSギャラリア・沖縄(免税店)等のお買物等サービスの提供のために、お客様の保有するお客様の個人データを運送業者やDFSギャラリア・沖縄に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、搭乗日及び航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申し込み時にお申し出ください。

(6)当組合は、当組合が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等の便宜上のため、当組合の保有するお客様の個人データを運送業者やDFSギャラリア・沖縄に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、搭乗日及び航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申し込み時にお申し出ください。

(7)当組合が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは若しくは第三者への提供の停止をご利用の方は、必要となる手続についてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当組合内規に違い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。

(8)万一、当組合の個人情報流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客様にご連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで、問題が発生したシステムを一時停止いたします。

### 26 その他

(1)旅行代金には消費税等諸税が含まれております。但し、宿泊・食事施設において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、当該料金は、当該料金に対して原則として消費税が課せられます。

(2)悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第14項(2)の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。ただし、代替サービスの宿泊費、交通費等は、お客様のご負担となります。

(3)お客様の便宜をはかるため、お土産店のご案内することがあります。お客様が、お買物の際には、お客様ご自身の責任でご購入いただきます。

(4)当組合は、いかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

旅行企画・実施  
岩手県知事登録旅行業第2-187  
**岩手県旅行業協同組合**  
盛岡市本宮2丁目36-3-101  
(一社) 全国旅行業協会会員

委託販売  
**トラベルリンク株式会社**  
岩手県知事登録旅行業第2-227号  
総合旅行業務取扱管理者 **北田公子**  
岩手県盛岡市大通3丁目2番2ビル4F  
第6大通ビル4F